

令和8年度「介護の日」記念事業業務仕様書

1. 委託業務名

令和8年度「介護の日」記念事業業務

2. 目的

高齢者の増加に伴い、「介護」は誰にとっても一層身近な問題となる。

厚生労働省が「介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する日」として設定した「介護の日（11月11日）」に合わせて記念事業を実施することにより、県民に対して介護や介護予防について理解促進を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

4. 業務内容

受託者（以下「乙」とする。）は、下記の（1）～（5）を実施すること。

（1）開催日時 令和8年11月8日（日） 9：30～16：30

（2）会 場 ゆめぷらっと小城（小城市小城町253-21）

※委託者（以下「甲」という。）において、施設内で借用可能な全ての会議室等を仮予約（①前日（事前準備日）11月7日（土）19時から22時、②当日11月8日（日）8時30分から18時30分）しており、本予約の手続及び会場費の支払いは乙において行うこと。

※使用可能エリア

1F：屋根下広場、ギャラリー、音楽スタジオ、小城空路、大会議室、
研修室、クッキングスタジオ

2F：会議室、控室、天山ホール、ラウンジ、ホワイエ、オープンテラス

3F：会議室、展望テラス、ラウンジ

※参考に、使用可能エリアを仮予約した2日（13時間）使用した場合の会場費は、156,514円（減免後予定額。市外料金の4分の1）。会場の使用時間や空調、備品の使用状況によって変動します。

※飲食ができるスペースを設けること。（1F：大会議室、音楽スタジオは飲食不可）

（3）料金

参加費は無料とする。

(4) 記念事業の実施について

記念事業は、次のア～カで構成することとする。

ア 天山ホールでの講演会

講演者は、県民の興味を惹くような著名人を招聘し、講演内容は、介護予防や介護に関するものとする。

※佐賀県高校生介護技術コンテスト（以下「介護技術コンテスト」という。）
と同会場であり、使用可能な時間は13時から15時30分とする。

イ 周辺イベントの開催

施設内で、より多くの県民に来場いただけるようなイベントを行うこと。（施設外の周辺エリアをイベント会場に含めることも可能とする。）

イベントには、次の要素を必ず含めることとし、それ以外にも、幅広い世代の興味を惹き、より多くの県民に訴求できる効果的な企画を提案すること。

講演会や介護技術コンテストの来場者以外の集客が期待できる仕掛けを盛り込むこと。

(ア) 介護予防・介護に関わる講座等

(イ) 介護テクノロジー機器・福祉用具の体験・展示

ウ 介護技術コンテストとの連携等

同時開催する介護技術コンテスト（別紙）をより多くの県民に見ていただけるような仕掛けを盛り込むこと。

コンテストの選手控室・審査会等、更衣室（男女別）、教員控室（15人程度）、審査員来賓控室（10人程度、競技中の出場選手控室との兼用不可）を確保すること。

なお、マイクなどの備品（コンテストで使用するベッド等を含む）の準備や司会進行などはコンテストの事務局が行う。

エ その他介護に関する理解促進の企画

当日のイベント以外に、県民の介護に対する理解促進につながる企画を提案してもよい。

オ 記念事業の企画・運営

- ・ 事業実施に係る事前準備・関係団体等との各種調整

※介護技術コンテストの同時開催にあたって必要な調整を含む。

- ・ 講演会等の参加申込受付、県民からの問合せ対応

- ・ 当日のイベント運営
- ・ 効果測定のためのアンケートの実施・集計

カ 記念事業の広報

(ア) チラシ・ポスターの制作及び配布

- ・ チラシ（A4サイズ、5,000枚以上）
- ・ ポスター（A2サイズ、200枚以上）

(イ) イベントの告知

※告知方法・回数等は企画コンペの提案による。

5. 成果物の納品

委託業務の完了後、速やかに紙文書及び電子データにより下記の成果物を納品すること。

- (1) 業務完了報告書（事業実施内容記録、参加者アンケート結果分析、事業実施風景写真）
- (2) 「4（4）オ」で実施したアンケート 集計データ（エクセルデータ）
- (3) 本業務において作成した資料、広告物等
- (4) その他甲が、成果物として提出を求めるもの

6. 契約上限額

金4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この費用には、企画提案書に基づく委託業務のすべて、会場使用料、甲等との打ち合わせに関する費用を含む。

7. その他特記事項

- (1) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。適宜、県と受託者で進捗状況等について打ち合わせを行い、受託者は打ち合わせの議事録を県に提出すること。
- (2) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 乙が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、甲に帰属するものとし、甲は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は甲に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。

- (4) 本事業において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (5) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ甲に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (6) 乙は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、乙は、受託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。
- (7) 乙による会場の汚損及び損負傷又はイベント実施に当たって生じた参加者を含む第三者への損害は、乙が交渉、弁償又は賠償等を行うこと。
- (8) 本業務の実施にあたっては甲と十分に協議し、連携をとること。
- (9) 仕様書について、疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(別紙) 佐賀県高校生介護技術コンテスト

1 佐賀県高校生介護技術コンテストの概要

福祉を学ぶ高校生が日頃の学習で身に付けた介護技術を発表し、介護技術の向上に資するとともに、県内の福祉を学ぶ高校生の相互交流及び高校生が福祉を学ぶ姿を広く人々に知ってもらうことを目的としたコンテストである。

2 佐賀県高校生介護技術コンテストに参加する高等学校の一覧 (予定)

高等学校名	所在市町
牛津高等学校	小城市
神埼清明高等学校	神埼市
多久高等学校	多久市
嬉野高等学校	嬉野市
唐津青翔高等学校	玄海町
佐賀女子高等学校	佐賀市
北陵高等学校	佐賀市
佐賀清和高等学校	佐賀市
敬徳高等学校	伊万里市

※参加を辞退する場合がある。

3 佐賀県高校生介護技術コンテストで使用予定の場所及び時間

施設名	場所 (予定)	使用時間等 (予定)
ゆめぷらっと小城	天山ホール	9:30~13:00 (開会等、競技) 15:30~16:15 (表彰式、閉会等)
	提案による	終日 (選手控室、審査会等)
	提案による	終日 (更衣室)
	提案による	終日 (更衣室)
	提案による	終日 (教員控室 (15人程度))
	提案による	終日 (審査員来賓控室 (10人程度))

※場所、使用時間等は必要に応じて調整するものとする。

選手控室、審査会等を行う場所として1か所、更衣室として2か所、教員控室として1か所、審査員来賓控室として1か所を確保すること。ただし、必要に応じ、調整することもある。